

大浜北町市有地活用事業 別添資料4 事業用定期借地権設定契約書（案） 新旧対照表（平成29年2月17日公表）

修正箇所	修正理由	旧	新
第10条 第1項	埋蔵文化財に関する記述の見直し	乙は、甲との間にて合意した日程に従い、本件土地について、自らの責任と費用負担において、民間施設整備事業を実施するために必要と判断した測量調査、 <u>埋蔵文化財その他の地中埋設物及び地中障害物に関する調査、地盤及び地質調査、土壌汚染調査及び周辺環境への影響調査等（以下「調査等」という。）</u> を行う。	乙は、甲との間にて合意した日程に従い、本件土地について、自らの責任と費用負担において、民間施設整備事業を実施するために必要と判断した測量調査、 <u>地中埋設物及び地中障害物に関する調査、地盤及び地質調査、土壌汚染調査及び周辺環境への影響調査等（以下「調査等」という。）</u> を行う。 (左欄下線部を削除)
第10条 第3項	埋蔵文化財に関する記述の見直し	甲は、本件土地において、 <u>埋蔵文化財、地中障害物や地盤又は地質に係る瑕疵等民間施設整備事業を本件借地契約に従って履行するに当たり支障となる事情があることが判明した場合であっても、本件借地契約に特に規定された場合を除き追加費用や損害等について何らの負担もしない。</u>	甲は、本件土地において、 <u>地中障害物や地盤又は地質に係る瑕疵等民間施設整備事業を本件借地契約に従って履行するに当たり支障となる事情があることが判明した場合であっても、本件借地契約に特に規定された場合を除き追加費用や損害等について何らの負担もしない。</u> (左欄下線部を削除)
第10条 第4項	埋蔵文化財に関する記述の見直し	-	<u>乙は、本件土地についての埋蔵文化財調査の関係で、甲の文化財担当部局と協議の上、必要な事業計画を作成するが、同協議において甲の文化財担当部局から埋蔵文化財に関する事前調査を求められた場合には、甲と協議の上、同調査を実施するものとする。この場合の調査等にかかる費用については、甲が合理的な範囲で負担するものとする。</u>

※修正箇所は下線部